



近税正風会

number

89号

平成31年1月1日

近税正風会

みんなで創ろう! 税理士の未来

私たち税理士には、

「税務に関する専門家」としての社会的使命が求められます。

それに応えるためにも、税理士は

- 税理士法第1条(税理士の使命)を堅持し、
- 「納税義務の適正な実現」を図るべく、
- 納税者の信頼にこたえられる資質を維持向上し、
- 税理士制度の発展につとめるべきです。

近税正風会は、

- 税理士という職業を「夢」のあるものになりたいと考える、見識ある税理士の集まりです。
- 充実した研修会や和やかに集える懇親会を開催することにより、会員相互の交流・情報交換を行っております。また、45歳以下の税理士で組織する「青年部」を有します。
- そして、何よりも、私たち税理士の未来のために真摯に会務にあたってくれる人材を、近畿税理士会に推薦することを第一義としています。

正風会

新年のごあいさつ

- 近税正風会会長 衣目 修三 02
- 近畿税理士会会長 浅田 恒博 03
- 第44回定期総会 04
- 平成30年 新春研修会・登録者歓迎会 05
- 平成30年 夏の研修会 05
- 平成31年新春研修会並びに登録者歓迎会のご案内 06
- 専務理事活動報告 06
- 理事活動報告 07
- 青年部大会 08
- 青年部ゴルフ大会 09

- 青年部ボウリング大会 09
- 第四次基本問題審議会 10
- つぼみの会 10
- ～消費税の軽減税率制度は事前準備が必要です!
- 支部長紹介 12
- 青年部支部長紹介 13
- 平成30年 認定研修 管理簿 14
- 近税正風会について
- 綱領・成り立ちと現状 15
- お礼とご寄附のお願い 15



年頭のご挨拶

近畿正風会 会長
衣目 修三

新年あけましておめでとうございます。
平成31年の年頭にあたり、近畿正風会会員の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

トランプ大統領の予想しづらい言動には世界中が振り回され、特にハイテクデジタルの次世代の覇権をめぐる争いである米中貿易戦争は長期化すると予想され、この影響は今年度の企業業績のピークアウトを強く懸念させ、厳しい年となる可能性があります。

しかし、このような経済環境の時こそ、中小企業の良きアドバイザーとしての私達税理士の活躍の年にしなければと思っております。

さて、昨年10月31日の第44回定期総会で、第四次基本問題審議会の答申を受け、当会の会則の変更の承認を受けました。(会則変更の適用は今年の定期総会終結の時から)

その結果、会務の執行機関と審議決定機関が明確に区別され、会長と8名以内の執行副会長による集団指導体制に変わると共に会長の任期も最長10年と規程されました。

また、事業活動の面では、若手税理士が当会に入会するメリットが感じられるような諸活動を積極的に推進するとともに、次代を担う若手税理士の支援・育成に力を注ぎ、将来を見据えた当会

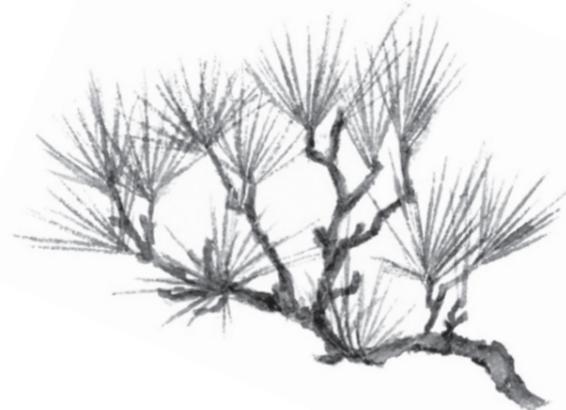
の更なる発展を目指すこととしております。

最後に今年は近畿税理士会の役員選挙が行われる年であります。

当会の推薦する役員候補は、業界発展のために汗を流して頂ける、誰からも相応しいと認められる先生を選出すべく、慎重に審議決定し万全の対策を進めております。

しかし、はからずも選挙になりました時は当会の先生方のなお一層のご支援・ご協力を心からお願い申し上げます。

結びにあたり、当会会員の皆様方におかれましては、健康に留意されまして、ご家族共々に健やかなる佳き年を迎えられますとともに、ご事業のご繁栄をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

近畿税理士会 会長
浅田 恒博

平成31年の新春を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

近畿正風会会員の皆様方には、近畿税理士会の会務運営に対しまして格別のご理解ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

昨年の世界情勢は、年初より朝鮮半島情勢の急展開があり希望を抱かせる反面、米中の経済紛争の激化に驚きました。また、一向に収まらない地域紛争、国際関係などの枠組みがどんどん変化しました。「不寛容が生む断絶」という言葉が心に残りました。

さて、本年は平成の最後の年となります。平成の30年、消費税が導入された元年は好景気で始まり、すぐにバブルが破裂、失われた10年とも20年とも言われ、阪神淡路大震災や東日本大震災などの大災害があり、大変な時代でした。振り返ると皆様、それぞれにいろいろな思いがあるのではと推察します。来る新しい時代が、平和で希望に満ちた、楽しい時代となることを心から願います。

近畿税理士会の会務運営につきましては、真摯に支部及び会員の声を聴きながら、税理士制度の発展に努めてまいりたいと考えています。引き続き、税務支援、租税教育事業の実施、書面添付及び電子申告の推進、中小企業

支援施策や公益的業務等にも積極的に取り組んでまいります。

また本年10月には消費税の税率アップと軽減税率導入が予定されています。会員皆様には、準備怠りのないようにお願いをいたします。

本年の十二支十干は「己亥」(つちのとい)です。足元を固めて次の段階を目指す準備をするという意味合いがあるようです。制度や業務を取り巻く環境の変化には激しいものがありますが、じっくりと見定めてから次の段階へ進まなければと考えています。

結びにあたり、近畿正風会のますますのご隆盛と、会員皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。



近税正風会 第44回 定期総会

第44回定期総会が平成30年10月31日(水)午後3時30分よりホテルグランヴィア大阪「鳳凰の間」において、多数の会員のご出席のもと開催されました。

藤林総務局次長の司会により物故者への黙祷、ご臨席賜りましたご来賓の紹介が行われ、その後、西浦総務局次長の開会の言葉に続いて、衣目会長が挨拶を行いました。次に京都府支部下京部会の原綱宗会員が議長に指名され、議事録署名人の選任を行ったのち、上程された議案の審議に入りました。

第1号議案「平成29年度事業報告承認の件」は田中総務局次長並びに各担当部長が議案説明を行い、第2号議案「平成29年度収支計算書及び財務諸表承認の件」は勘場財務部長が議案説明を行い、その後、佐藤眞治監事より「適正に表示している」旨の監査報告を受け、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。

第3号議案「会則一部改正承認の件」は堤総務局次長が基本問題に関する答申書より議案説明を行い、第4号議案「平成30年度事業計画(案)承認の件」と第5号議案「平成30年度収支予算(案)承認の件」も原議長のつつがない進行により、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。



最後に報告事項として「第四次基本問題審議会の件」が田中総務局次長よりその経緯についての説明がありました。

審議終了後には、浅田恒博近畿税理士会会長、池田隼啓AOTCA名誉会長より丁寧なるご祝辞を賜り、祝電披露ののち、堤総務局次長の閉会の言葉をもって、定期総会は閉会しました。

定期総会後の意見交換会では、堤総務局次長の司会によりご来賓の紹介、衣目会長による開宴の挨拶ののち、今崎民治桜美会会長より丁寧なるご祝辞を賜り、本田浩基桜志会会長による乾杯のご発声により開宴となりました。開宴中は歓談を通じて支部を越えた会員相互の親睦、交流を大いに深め、田中総務局次長の中締めにより、盛会のうちに終宴となりました。



平成30年 新春研修会・登録者歓迎会

平成30年1月17日、ホテル阪急インターナショナルにおいて、新春研修会・登録者歓迎会が開催されました。

新春研修会は、例年「どこよりも早い税制改正の解説」として、近税正風会の名物行事となっています。今回は、近畿税理士会調査研究部長の藤本幸三先生を講師にお招きして「平成30年度税制改正」についてご講演いただきました。

平成30年度税制改正大綱に沿って、まずはその「基本的考え方」について、詳しいご説明がありました。わが国の最重要課題であるデフレ脱却と経済再生を実現するため、「働き方改革」「賃上げ・生産性向上及び地方創生の推進」「ICT化の推進」「財政健全化」といった観点から各々の改正が検討されているということ、わかりやすく解説いただきました。税制改正の研修会という、具体的

な改正内容の説明のみに終始する場合も少なくありませんが、この「基本的考え方」の内容を把握しておくことが実務に臨む上でも重要なことだと、お話を伺って強く感じました。

次に、主な税制改正項目の内容について解説がありました。給与所得控除や基礎控除、事業承継税制の特例といった今回の目玉となる改正については、より詳しく、時間をかけて丁寧に説明をいただきました。また、「国際観光旅客税」や「森林環境税」といった新税の創設、加熱式たばこを含むたばこ税の見直しなど、トピカルな改正点についても触れられ、非常に盛りだくさんの研修会でした。

研修会後は、「平成30年度新規登録者歓迎会」が盛大に行われました。壇上に上がった36名の新規登録者の方々は、少し緊張も見えましたが、一様にすがすがしい表情をされていたのが印象的でした。各支部内に留まらず多くの方と交流できる又とない機会に、新規登録者の熱気と笑顔が溢れるセレモニーとなりました。自らの登録時に思いを馳せつつ、楽しい時間を過ごしました。最後になりましたが、会の運営等にご尽力くださった執行部の皆様にご心よりお礼申し上げます。

(上西 由香)



平成30年 夏の研修会

平成30年7月18日、朝日生命ホールにて近税正風会平成30年夏の研修会が開催されました。当日は記録的な猛暑の中、たくさんの会員先生が参加されていました。今回の研修会は2部構成となっており、第1部は講師に株式会社京都銀行・専務取締役・仲雅彦氏を迎え「金融機関の中小企業支援施策と税理士との連携事例」と題してご講演いただきました。金融機関の目線からの中小企業支援について「苦情は宝の山」等、我々にも共通するスタンスで企業支援に取り組む姿勢に共感を得る

ことができました。

第2部は税理士の小山秀樹先生と山下太郎先生を迎え「相続税の税務調査の留意点と土地の評価について」と題してご講演いただきました。山下先生からは相続財産評価における「地積規模の大きな宅地の評価」についてポイントとなる点、小山先生からは相続税の税務調査におけるポイントとなる点を、それぞれ分かりやすくご講演いただき、有意義な研修会となりました。

(稲井 貞彦)



平成31年新春研修会並びに登録者歓迎会のご案内

平成31年度の税制改正においては、少子高齢化の克服とデフレ脱却のために「人づくり政策」と「生産性向上策」が引き続き措置される見込みです。また、実務に影響のある期限切れとなる重要措置が多くあり、さらに、電子化社会を見据えた納税環境の整備も引き続き行われます。そして、今年消費税率引上げと軽減税率制度の導入が予定されます。これにより2019年10月期の確定申告から複数税率の申告が始まり、標準税率10%と軽減税率8%に加え、経過措置による旧税率と複数の税率が混在することになります。

そこで、今回の研修会は、第一部として税制改正のポイントを与党の税制改正大綱及び財務省・総務省を始めとする各省庁の資料を基礎に税理士の西左大信先生に解説していただき、また、第二部として消費税率引上げと軽減税率制度の導入に伴う複数税率に対応した申告書、付表の記載について税理士の田部純一先生に解説していただきます。

また、研修会の後には、懇親会並びに新規登録者歓迎会を開催いたします。当日受付も行いますので、多くの先生方のご参加をお待ち申し上げております。

日時：平成31年1月18日(金) 午後2時(1時30分受付)
場所：ホテル阪急インターナショナル

専務理事活動報告



専務はこんなことを
しています

専務理事
永橋 利志

いつもお世話になっています。泉支部岸和田部会の永橋利志です。近税正風会の推薦をいただき、近畿税理士会(本会)で専務理事を務めさせていただいています。

まずは、本会会務運営にご協力をいただいていることに感謝申し上げます。本会にある19の部委員会に多くの人材をお送りいただいておりますが、特に各部委員会をリードする常務理事の90%が近税正風会の仲間で構成されていることは、何よりも心強く思っています。

専務理事の仕事は、事務局長を指揮監督し会務を掌理することです。何よりも事務局の業務が円滑に進められることが、会務運営の基本です。事務局長をはじめ事務局のみなさんとの連絡を密にし、

日々の業務を行うことが大切です。

そして、各部・委員会が進める事業は、ますます広範囲に及び、深度も深くなっています。各部・委員会が単独で判断することができないものも多数あり、部門間の調整をすることや先例のない事案に遭遇した場合には、会長や副会長の先生方に相談し、事案を前に進めます。

また、2018年の後半は、災害対応に追われました。その都度、災害についての情報の収集、対策の検討、本会からの情報発信等、部・委員長の先生方や事務局のみなさんと作業を進めてきました。その過程で、本会内でのルールの見直しが必要となる項目も見えてきました。今後は、このようなことにも対応していかなければなりません。

専務理事の仕事は、単独で達成できるものではなく、協力し合える体制づくりを常に心がけることが大切であることを痛感しています。

本会の動きは、会報紙「近畿税理士界」や本会ホームページに掲載されていますので、是非注意してご覧いただき、これからも、本会会務運営にご協力くださいますようお願いいたします。

理事活動報告



事務局の
負担軽減

滋賀県支部
小畑 雅人

平成29年7月に近税正風会のご推薦を受け、近畿税理士会の理事として総務部副部長を拝命しております滋賀県支部の小畑雅人(こばたまさと)です。

総務部の事業計画に「事務の合理化、事務局職員の資質向上のための施策その他事務局に関する事項について検討、実施する」とあります。理事になるまでは、支部の担当職

などの立場で近税会の会議に出席しておりましたが、その折と総務部員である今では、会議における見える景色が異なります。例えば理事会、事前の分厚い資料の山×参加人数分、お茶、席札、ひとりづつ異なる金額の旅費の精算…スキルの高い事務局職員が、いかに単純作業に時間を取られているか、とても目につきます。

総務部主導で平成29年度から始まった理事会のペーパレス化は、少しは事務局の負担軽減につながったのではないかと考えております。理事会をはじめ出席会員の少しの不便が裏方職員の多くの負担軽減につながるのであればと、総務部では引き続きあれやこれや案を練っております。

会議出席会員ひとりひとりのほんのちよっとの配慮が、裏方のモチベーションと暖かい気持ちにつながります。そこあなた、飲み残し、持って帰りましょう♪ ご協力よろしくお願いします。



是非ご参加
お願い致します

東支部
藤井 博英

近税正風会から近畿税理士会理事のご推薦を賜り、平成29年7月から会務に携わらせて頂いております、東支部の藤井博英でございます。皆様方には本会活動に多大なご協力を賜わり誠にありがとうございます。

理事として、年間10日程度開催される理事会に出席し、各議案審議・承認・決議並びに事業報告等に関わり、会員様の代表としての重責を日々感じております。

担当部会は厚生部で、副部長を拝命いただき、「すべては会員のために」のスローガンのもと部員一同一丸となって企

画・運営を行っております。部員の先生方は非常に積極的な方が多く、非常にスムーズな部会運営がされております。部会の活動は、共済事業・健診等幹旋事業・健康福祉事業・文化事業が主なところとです。

特に、税理士会自身が企画した「固有」の共済保険「近税グループ保険」の維持・推進に協力お願い致します。ご家族も従業員様も加入できます。そして、講演会に著名人を招いた「加入者懇談会」を毎年6月頃に催しており、大好評いただいております。

他に、健康増進と功德が一石二鳥のチャリティーゴルフ大会、観劇や文化ウォーキングなども開催させて頂いております。新年早々には「宝塚歌劇」の観劇も御座います。多くの会員様のご参加をお待ちしております。

会員の皆様が充実した税理士ライフを送っていただけるよう、楽しい・ためになる工夫を凝らしていきますので、今後とも厚生活動にご協力・ご鞭撻お願いさせていただくと共に、支部・本会にかかわらず積極的に会務に参加して、新たな経験・発見をしていただければと思います。



みんなで入ろう
近税グループ保険

西宮支部
東耕 功

近税正風会からご推薦を賜り、近畿税理士会厚生部副部長を拝命しております西宮支部の東耕功です。近税正風会青年部では厚生委員会に所属させていただきました。諸先輩方にあたたかくも厳しいご指導を受けながら多くの貴重な経験をさせていただき、今日の私があるのも近税正風会での経験があったからこそと、心から感謝しております。

厚生部では、近畿税理士会固有の保険である近税グループ保険の加入推進事業、人間ドック等の幹旋事業、観劇など

の文化事業を行っております。

文化ウォーキング事業は、部会の総力で一から作り上げることから、とても達成感がある事業です。近畿税理士会でしか体験できないウォーキングとなるよう企画しております。是非ともご参加よろしくお願いいたします。

近税グループ保険の加入推進のため、健康増進につながる施設等の提携の検討や、加入者懇談会での講演会において、より注目度の高い講師選定を検討しております。本年は、元プロ野球選手・桑田真澄様のご講演をいただきましたが、来年度は、現役オリンピック選手であり、TVでも大活躍の女性アスリートの方にお越しいただくよう準備を進めております。まだ近税グループ保険に加入されていない先生方は是非ともご加入いただき、ご講演をお聴きいただければ幸いです。

厚生部においては「全ては会員のために」を指針とし、一人でも多くの会員先生方に参加いただける事業を企画しております。今後ともよろしくお願いいたします。

青年部大会



平成30年11月14日、ホテル阪急インターナショナルにおいて、「いいね!青年部。」をテーマに掲げた第10回青年部大会が開催されました。

午後4時から6階瑞鳥で始まった研修会では、「認定支援機関ですけど、一応・・・」と題して、導入された経営革新等支援機関の更新制度について石井邦佳先生から解説がされた後、小松崎哲史先生より経営革新等支援機関の制度と支援業務について分かり易く説明していただきました。また、この支援業務については取組んでいる税理士がまだまだ少ないため取組むことが推奨されました。

研修会の後半では、青年部事業委員が小松崎先生を囲む形でパネルディスカッションが行われ、支援業務に取り組むにあたって具体的にどの様に進めていくかといった質問や、ここでしか聞けないぶっちゃけトークもあり、参加された先生方は興味深く聞き入っていました。



会場を4階紫苑に移し、午後7時から始まった懇親会では、広報委員会監修のオープニング映像が流れ、各支部の紹介、ゴルフ大会ほか青年部行事の写真が大型スクリーンに映し出され、また来賓紹介では何故か笑いが起こるとい、いかにも「青年部らしい」感じで幕が開きました。

厚生委員会が企画した支部対抗ウルトラクイズでは、クイズだけにとどまらず、大縄跳びやけん玉など頭と体を動かす内容で、白熱した戦いが繰り広げられ大変盛り上がりしました。

混戦を勝ち抜き、見事優勝したのは豊能支部でした。

平安青年部長が懇親会冒頭の挨拶で述べた「いいね!青年部。と思ってもらえる大会にしたい」という思いは、見事に実現された大会になったと思います。

(吉田 祐介)



青年部 ゴルフ大会

平成30年8月28日、大阪府堺市の天野山カントリークラブにおいて第40回近税正風会青年部ゴルフ大会が開催されました。

当日は晴天、微風と最高のコンディションの中でプレーが行われました。競技方法はハンディキャップ上限なしのダブルペリア方式で行われ、ゴルフの腕前に関係なく幅広く楽しむことができました。

プレー後の成績発表では、数多くの豪華賞品があり、さらにハンディキャップ上限なしのダブルペリア方式のため、あっと驚くようなハンディキャップがついた方が成績の上位にくるなど大変盛り上がりしました。

来年以降もたくさんの先生方のご参加を期待します!

(嘉陽 充)



	優勝	準優勝	3位	グロス	ハンデ	ネット
個人戦	田中保雅	城南支部	106	37.2	68.8	
	中弥和美	城南支部	94	24.0	70.0	
	米満信昌	東大阪支部	93	22.8	70.2	
団体戦	優勝	城南支部				
	準優勝	東大阪支部				
	3位	東支部				

青年部 ボウリング大会

平成30年7月13日、新大阪イーグルボウルにて第3回支部対抗ボウリング大会が開催されました。

当日は、ボウリング参加者141名に加え、懇親会のみに参加される方が、自支部の応援にボウリング大会の会場に足を運ばれたため、会場は多くの会員先生で溢れ大変盛り上がりしました。

また、成績発表が行われた懇親会では、最下位となった支部が次回の幹事支部となるルールにより、

優勝よりもどかが最下位となるかが気になる様子で、順位が発表されるたびに、大きな歓声があがりました。

見事優勝したのは、北支部。そして、次回の幹事は、城北支部となりました。

ボウリングをする方もしない方も一緒に盛り上がることができ、大盛況に終わりました。

(吉田 祐介)



第四次基本問題審議会

平成29年9月28日に「第四次基本問題審議会」を設置し、64名の審議委員を委嘱するとともに、審議委員の中から池田隼啓会員を会長に、加賀城健会員と岩寄理致会員を副会長に委嘱しました。

同審議会は衣目修三会長より、現下の税理士業界や近税正風会を取り巻く環境の激変に対応するために「近税正風会は今後いかにあるべきか」との問題意識の下、「近税正風会の組織の見直しと会員が入会のメリットを感じられるような事業目的の見直しについて」の諮問を受けました。

同審議会においては、より細かく審議をおこなうために第一

小委員会、第二小委員会を設置し、慎重審議を重ね、同審議会としての答申をとりまとめ、平成30年8月20日、池田隼啓第四次基本問題審議会会長より衣目修三会長に対して「基本問題答申書」が手渡されました。

近税正風会ではこの答申をもとに第44回定期総会に会則一部改正案を議案として提出し承認をいただきました。



「つぼみの会」 豊能支部

平成30年7月27日に、『がんこ池田石橋苑』で開催された、つぼみの会の「税務研修会及び懇親会」に参加しました。

研修会は、田部純一先生による「消費税の軽減税率制度について」でしたが、通常なら3時間くらいのボリューム内容のテキストが1時間に集約された内容の濃いものでした。紅茶とティーカップの一体資産など、中には初めて耳にする内容もあり、まだまだ勉強の必要性を痛感しました。

懇親会では年代の近い他支部の先生方とともに、和気あいあいと歓談がすすみ、色々なお話をすることができ楽しい食事会でした。

楽しく勉強と懇親を図ることができ、機会がありましたらまた参加したいと思います。

早速、翌日には入会申込書を提出しました。今後ともよろしくお願ひ致します。

(西村 憲彦)



消費税の軽減税率制度は 事前準備が必要です!



城南支部 天王寺部会
田部 純一

豊能支部で開催されたつぼみの会では、消費税の軽減税率制度、インボイス制度について、①改正の概要、②軽減税率の対象品目、③軽減税率対策補助金、④区分記載請求書等保存方式、⑤軽減税率制度の実施に伴う価格表示、⑥税額計算の特例、⑦適格請求書等保存方式の7項目に整理し、今から取りかかるべき事前準備について説明を行いました。

平成31年10月1日より、10%への税率引上げに合わせて導入される軽減税率制度について、事業者は大きく分けて以下の3つの対応が必要となります。

- ①商品等の売上げ、仕入れや経費のうち、軽減税率の対象となるものを正しく把握する。
- ②軽減対象の売上げについて、軽減対象である旨や税率ごとに合計した税込対価を記載した請求書等(区分記載請求書等)を交付する。
- ③税率ごとに区分して帳簿等を記帳し、その帳簿等に基づき消費税額を計算する。

①については、たとえば外食やテイクアウトのように、軽減対象かどうかの判断に迷うものが多くあり、注意が必要です。店頭での顧客への説明や意思確認、価格表示等、多岐にわたる対応が必要となります。

中小事業者は、②について、レジや受発注システムの導入・改修が必要な場合、軽減税率対策補助金の申請を検討する事となります。また、③について、税率ごとの区分が困難な場合には、経過措置として税額計算の特例の適用が可能です。

さらに、平成35年10月からは適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。これに伴い事業者は課税事業者として適格請求書発行事業者の登録を受ける事となります。免税事業者はこの登録が受けられず、仕入税額控除の保存要件となる適格請求書等

の発行が行えません。したがって、従来は仕入税額控除ができていた免税事業者からの仕入れが、一部を除いて今後は税額控除が不可能となり、免税事業者が取引から排除される可能性が考えられます。

軽減税率、インボイス制度の導入については、近畿税理士会及び日本税理士会連合会は従来より反対しており、このスタンスは今後も変わるものではありません。その一方で、われわれ税理士は税に関する専門家として、その使命に鑑み、既に法令が交付されている税制について、導入に際して混乱が生じないよう関与先に対し説明・助言を行うなど、適切に対応する必要があります。そのためには、われわれが軽減税率、インボイス制度について正しい知識を持たなければなりません。

支部長紹介



東支部
矢本 博三



西支部
吉栖 照美



南支部
西宮 宣之



北支部
下山 隆一郎



淀川支部
大塚 裕唯



城北支部
見浪 一敏



城南支部
高島 正彰



阪南支部
楠本 雅一



東大阪支部
高岡 稔



泉支部
木戸 伸男



茨木支部
平山 直樹



豊能支部
安積 重和



京都府支部
原 綱宗



神戸支部
福田 隆彦



兵庫県東支部
富岡 秀樹



兵庫県西支部
前川 韶治



奈良県支部
岩田 守生



和歌山県支部
下林 善信



滋賀県支部
戸次 威左武

青年部支部長紹介



東支部
林 修一



西支部
瀬川 真二



南支部
大塚 亮一



北支部
松本 浩幸



淀川支部
西 義雄



城北支部
笹野 貴志



城南支部
四ツ井 邦治



阪南支部
神原 陽平



東大阪支部
首藤 直樹



泉支部
高橋 克広



茨木支部
榎本 正孝



豊能支部
倉田 晃



京都府支部
元木 啓雄



神戸支部
松下 伸介



兵庫県東支部
林 文彦



兵庫県西支部
黒田 英利



奈良県支部
服部 岳詩



和歌山県支部
坂本 智彦



滋賀県支部
上林 清司

平成30年認定研修管理簿

Table with 5 columns: 開催年月日, 主催, 開催場所, 研修内容(テーマ), 時間数. It lists various tax seminars and workshops held throughout 2018, including topics like tax reform, inheritance tax, and consumption tax.

● 近税正風会 綱領 ●

近税正風会は、税理士の使命に則り、会員の人格の陶冶、専門的技能の涵養に務めると共に、良識ある税理士の団体として、和の精神に基づく対話と協調により、近畿税理士会ひいては日本税理士会連合会の活力ある会務の遂行に寄与し、以て健全な税理士制度の発展を図る。

● 近税正風会の成り立ちと現状 ●

近税正風会は、当時、混乱していた税理士会の会務運営を正常化することを目的に、見識ある税理士有志により、昭和50年1月24日に設立されました。

以後、近税正風会は、税理士会の正常で活力のある会務運営に寄与するために活動しており現在では近畿税理士会14,500名を超える会員の内、約7,000名の会員が近税正風会に所属しています。

近畿税理士会の会長をはじめとして多数の役員を近税正風会が推薦し応援しております。また、推薦させて頂いた役員諸氏は、真に税理士の未来を考え、真摯に会務を遂行して頂いております。近税正風会は、対話と協調を基本理念とし、適切な税理士制度の発展のために、尽力しています。

● お礼とご寄附のお願い ●

会員先生方には近税正風会の会務運営につきまして、常に温かいご協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

近税正風会では、寄附金を9月と2月の年2回に分けてお願いすることとさせて頂いており、去る平成30年9月末日を期日とさせて頂いた第1回目の寄附金につきましては、多大のご支援を賜り着々と成果を挙げております。

第2回目の寄附金のお願い(平成31年2月末日)は、1月中旬頃にお送り致します。出費でご多端の折、誠に恐縮ですが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご入会のお申し込み、その他お問い合わせはこちらまで

近税正風会事務局

〒540-0034 大阪府中央区島町1丁目2番3号 三和ビル4階
TEL 06-6942-7090 FAX 06-6943-0183
http://www.kinzei-seifukai.com

※会員専用ページへのアクセスにはIDとパスワードが必要です。近税正風会事務局までお問い合わせ下さい。

